

4. PCB 廃棄物の保管者(事業者)の責務

(1) PCB 廃棄物の保管者の責務

廃棄物処理法では、建設工事で排出する産業廃棄物、特別管理産業廃棄物は、元請業者の責任で運搬処理することになっていますが、**PCB が含まれる場合には、その責任は、事業主(発注者)になります。**その為 PCB 汚染物の収集運搬を行う場合には、産廃収集運搬契約書を作成し、マニフェストが必要になります。

(PCB 廃棄物に限っては 元請業者の責任での収集運搬はできません)

- ① 産廃収集運搬契約書の事業主(甲)は、発注者であり収集運搬業者は、特別管理産業廃棄物(特定有害 PCB 汚染物)の許可(運搬場所の県)が必要になります。
- ② マニフェストの排出事業者は、発注者になります。
- ③ 通常の産業廃棄物のように元請業者の責任で運搬することはできません。
- ④ PCB 汚染物の収集運搬を行う作業員は、「PCB 汚染物運搬作業講習修了者」の資格が必要です。
- ⑤ 工事現場から場外に搬出する場合(道路交通法が適用される道路)には、廃棄物処理法が適用されます。(PCB 廃棄物の場内移動は、現場の占用の中だけです)
- ⑥ 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、特別管理産業廃棄物排出事業場設置報告書を県知事に提出する。

(2) 産業廃棄物収集・運搬の基準

PCB が含まれる塗料カスの場合、一般的に 5,000 mg以下であるので「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成 25 年 6 月)に従って収集・運搬することになります。これらのガイドラインや基準は、環境省が発行しますが、産業廃棄物に対する管理やその判断は、都道府県、政令指定都市になるので確認してください。

(3) 積替え・保管施設

PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、基準に従って設置し事前に県知事の届け出なければならない。またその管理の為に特別管理産業廃棄物管理責任者を定めること。

PCB 廃棄物の積込み、積下し時には特別管理産業廃棄物管理責任者が立会いを行わなければならない。

運搬容器の検査試験成績書、容器の運用記録、点検実施記録等 5 年間保管また保管や処理状況を毎年県事務所に届出を行わなければならない。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(違反と罰金)

- 平成39年 3月31日 までに適正処理を行わず、環境大臣または都道府県知事による改善命令に違反した場合:3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併料。
- PCB廃棄物を譲り渡し、または譲り受けた場合(環境省が定める場合を除く):3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併料。
- PCB廃棄物の保管および処分について届け出を行わなかったり、虚偽の届け出をした場合:6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金。
- PCB保管事業者の相続、合併または分割により事業を継承した法人が承継の届け出を行わなかったり、虚偽の届け出をした場合:30万円以下の罰金。